

○国土交通省告示第三百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

国土交通大臣 大島 章宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事（広島県三次市甲奴町宇賀字東谷地内から同市甲奴町宇賀字大山地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 広島県三次市甲奴町宇賀字東谷、字市尾、字秋坂、字茶臼、字三通田、字高丸、字大番及び字大山並びに吉舎町雲通字小風呂地内
- 2 使用の部分 広島県三次市甲奴町宇賀字茶臼及び字三通田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県尾道市木ノ庄町木梨字友永奥地内から三次市四拾貫町地内までの延長49.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通

大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線（以下「本路線」という。）は、尾道市を起点とし、三次市等を経て松江市に至る延長137kmの路線である。

本路線が通過する広島県中部地域（以下「本件地域」という。）には、江戸時代に海の交通の要衝として栄え、文化財や歴史的資源が豊富である尾道市、古くは山陽地方と山陰地方とを結ぶ宿場町や交通の要衝として栄え、多くの農産品の産地として農業も盛んな世羅郡世羅町及び三次市があり、本件地域の経済・文化の発展に大きな役割を果たしている。これらの都市を含む本件区間の沿線地域は、尾道市をはじめ多くの観光資源を有し、観光産業の盛んな地域であるほか、世羅郡世羅町の日本梨及びトマト並びに三次市のアスパラガスが広島県一の出荷量を誇るなど、農業も盛んな地域であり、これら農産物は県内のほか関西方面へも出荷されている。

しかしながら、本件地域における観光や物流は専ら自動車輸送に依存している一方で、高速道路の整備が立ち遅れており、本件地域の発展のためには、県内外の主要都市との交流及び連携の基盤である高速交通ネットワークの構築が重要な課題となっている。

また、本件区間とおおむね並行する一般国道184号は、中国山地を横断する路線で、ほとんどの区間が2車線道路であり、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない箇所が多く存するなど線形も悪いうえ、自然災害や交通事故によって数時間に及ぶ全面通行止めが度々発生するなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている状況にある。

本件事業の完成により、尾道市と三次市との間に高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保が図られることが認められる。また、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線や高速自動車国道中国縦貫自動車道と接続することで、より広域的なネットワークが形成されることから、観光圏の拡大や農産品等の販路拡大等が期待されるなど、沿線地域の産業、経済及び文化の発展に寄与するとともに、自然災害発生時等における一般国道184号の代替機能を果たすことが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である広島県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年10月に、大気質、騒音等に関する環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通

量の見直し及び環境影響評価以降新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、平成21年5月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で上記環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ並びに環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバの飛翔が確認されているが、営巣が確認されていないこと、周辺の土地には同様の生息環境が広く残存することなどから影響は小さいとされている。また、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているヒメヒカゲ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているナゴヤダルマガエル、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカスミサンショウウオ、メダカ等が確認されているが、起業者は、ナゴヤダルマガエル及びカスミサンショウウオについては、有識者等を交えた自然環境対策検討委員会の助言及び指導を受け、工事に起因する濁水対策並びに必要なに応じて個体の移設及び侵入防止柵の設置等を行い、ヒメヒカゲ、メダカ等についても、工事に起因する濁水対策を行うなどの適切な措置を講ずることとしている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているケナガシャジクモ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオグラコウホネ、イヌセンブリ等の生育が確認されており、起業者は、工事施工前に確認調査を行い、工事による改変区域で生育が確認された種について個体の移植及びその後のモニタリング調査の実施を行うなどの適切な措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が72箇所存在するが、このうち59箇所については発掘調査を完了しており、現地保存が必要な遺構等は発見されていない。起業者は、残る13箇所についても広島県教育委員会と協議を行い、必要な記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、尾道市と三次市との間における高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づき2車線又は4車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成8年11月7日に都市計画決定され、平成18年8月7日に変更決定された都市計画と、一部区間の幅員及び車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本体事業は、4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線又は4車線の事業として施行するものであり、2車線区間については、都市計画決定された区域の範囲内において、上り線側ルート又は下り線側ルートにおいて施行するものである。上下線のルートについては、土工量、トンネル及び橋梁の施工延長並びに事業費等、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、尾道市と三次市との間における高速交通ネットワークの形成が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に一般国道184号の安全かつ確実な代替機能の確保を図る必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長等からなる中国横断自動車道尾道松江線建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 広島県三次市役所